

令和7年度 指定管理施設運営評価表

1. 施設の概要

施設の名称	むつ運動公園・むつ市釜臥山スキー場	
指定管理者	団体名	特定非営利活動法人むつ市スポーツ協会
	代表者	会 長 柴 田 文 彦
	所在地	むつ市山田町 43 番地 1
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 (5 年間)	
指定管理業務の概要	1 むつ運動公園・むつ市釜臥山スキー場の使用許可に関すること 2 むつ運動公園・むつ市釜臥山スキー場の利用料金徴収に関すること 3 むつ運動公園・むつ市釜臥山スキー場の維持・管理及び修繕に関すること 4 むつ運動公園・むつ市釜臥山スキー場の特性を活かした利用促進に関すること 5 指定管理企画事業として、年1回以上むつ市釜臥山スキー場に賑わいを創出するための事業を企画し、実施すること 6 その他施設の設置目的を達成するために必要なこと	

2. 収支の状況 ※消費税及び地方消費税を含んだ額を計上すること。自主事業分は含まないこと。

※原則として他会計からの繰入金及び他会計への繰出金は含まないこと。

※人件費には、経常の指定管理業務にかかる人件費のみを記載し、臨時的な日雇い雇用などの賃金を含まないこと。
(単位：千円)

区 分	年 間 計 画 額 ①	実 績 額 ②	増 減 (②-①)
収入合計 (A)	89,858	90,486	628
うち利用料金額	17,030	11,253	△5,777
うち指定管理料	72,768	79,083	6,315
支出合計 (B)	89,858	86,389	△3,469
うち人件費	42,000	36,059	△5,941
収支差 (A-B)	0	4,097	4,097
市への納入金	0	0	0
計画額と比較した実績額の増減理由	人口減少の中、スポーツ人口の増加は、厳しい状況にある。		

3. 施設利用の状況

(単位：人)

利用者数	区 分	年間計画 ①	実績 ②	増 減 (②-①)
	陸上競技場	25,445	15,799	△9,646
	野球場	6,994	6,887	△ 107
	テニスコート	20,501	17,087	△3,414
	スポーツ広場	6,278	7,075	797
	スキー場	231,100	79,743	△151,357
利用者の声とその対応状況 ※利用者アンケートの実施 (有)・無				

【利用者の声】

6月13日野球場の利用についてお問い合わせがありました。5月下旬より早朝5時ごろから大声を出しながら野球をしている者がおり、大変迷惑しております。昨年も同様の問い合わせをさせていただいており、同様に早朝野球大会が行われているものと思われませんが、あまりに周辺住民への配慮が無いため、注意喚起願います。恐れ入りますが、本問い合わせには必ずご回答のほどお願い申し上げます。

【回 答】

先日はメールありがとうございました。お問い合わせの件について、お答えいたします。昨シーズンも同様のご指摘がありましたが、再度、むつ市朝野球協会に申し入れし、周知徹底させていただきます。住民の皆様においては、大会の趣旨をご理解いただきご協力をお願い申し上げます。

【利用者の声】

令和8年1月26日にむつ市釜臥山スキー場について、下記のとおりお問い合わせがありました。このことについて、対応等について照会しますので、ご回答くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ内容

- ・ゲレンデに石が多く、大きいものはこぶし程のものもある。
- ・管理事務所に伝えたが、改善している様子がない。
- 1.利用者からの相談はあったのか。その際、どのような対応であったか。
- 2.利用者への周知はどのようにしているのか。
- 3.今後の対応はどうするのか。

【回 答】

1 1月24日（土）お客様から、上部ゲレンデに石・草木（ブッシュ）が出ていて危険との指摘があり、ポールを立てての規制をいたしました。石の露出については、対応が不十分でした。石・草木（ブッシュ）の露出の原因としてはゲレンデ整備がうまくいかなかったことが要因と思われます。もう一つの要因として地盤が地山であり平坦ではなく凹凸が激しく絶対積雪量も足りないのも原因かと思われます。

ともあれ利用者への周知が充分ではなかったことは大変申し訳ございませんでした。

お客様が安全・安心に楽しめるスキー場運営を目指していきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

- 2 今後、ポール規制、放送、ポップにての周知を図りますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- 3 ゲレンデの石、草木（ブッシュ）の露出につきましてはパトロール巡回強化をいたしますので、なにとぞご理解賜りたいと存じます。

4. 自主事業の実施状況

自主事業は実施していない

5. 個別項目評価 ※指定管理者と市の所管課が評価

評価基準 A（優 良）：計画された業務水準を大きく超える、独自の取組を実施するなど、特にめざましい成果を上げることが見込まれる。

B（適 正）：適正に指定管理業務を行っており、計画された業務水準を達成できることが見込まれる。

C（要改善）：指定管理業務の一部に課題があると認められ改善の余地がある。

評 価 項 目	自己評価	市の評価
(1) 施設設置目的に添ったサービス向上に関する取組み状況		
① 開館時間、休館日等を守り、施設利便性の確保に努めたか。	B	B
② 施設の使用許可、使用料減免等が適正、円滑に行われたか。	B	B
③ 利用者に対する接客マナー等、職員の勤務態度は適正だったか。	B	B
④ 利用者の意見を聴取し、それらを反映する取組みを行ったか。	B	B
(2) 利用促進に関する取組み状況		
① 施設利便性を高める努力を行い、効果が得られたか。	B	B
② 潜在的な利用者等に営業広報活動を行い、利用アピールをしたか。	B	B
③ 自主事業を企画・実施し、効果が得られたか。	—	—
(3) 効率性の向上に関する取組み状況		
① 施設管理経費を低減するための取組みを行い、効果があったか。	B	B
② 収入増を図るための取組みを行い、効果があったか。	B	B
③ 職員の資質・能力向上を図る取組みがされたか。	B	B
(4) 施設の適正な維持・管理に関する取組み状況		
① 施設の維持管理、運営に当たる人員配置は適正であったか。	B	B
② 設備・備品の維持管理及び修繕が適切に行われたか。	B	B
③ 労働関係法令等を遵守し、適正な管理を行ったか。	B	B
④ 利用料金の收受及び施設管理経費の支出は適正であったか。	B	B
(5) 平等利用、安全対策、危機管理等に関する取組み状況		
① 利用者が平等に利用できるよう施設利用情報提供に配慮したか。	B	B
② 日常の事故防止等の安全対策は適切であったか。	B	B
③ 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であったか。	B	B
④ 利用者の個人情報保護は徹底されていたか。	B	B

6. 指定管理者総合評価 ④自己評価をAとした項目の内容及びCとした項目の改善策を記載すること。

施設維持管理としては各施設の簡易な修繕は自社で実施しておりますが、老朽化により排水管継ぎ手部分からの漏水があり園路の一部が陥没しました。

全国的に熱中症警戒アラート発表が過去最多を記録しむつ市でも気温湿度が高い日は利用者に受付時に口頭にて注意喚起を行いました。また、熊の目撃情報が、これまでの過去最高となっていることから口頭等により注意をしております。

改修工事をしておりました陸上競技場は9月3日から利用が可能となり、また、日没による安全性の向上を図るため照明設備が設置されたことに伴い、午後7時まで利用可能となりました。今後も利用者の安全を第一とし、施設管理、整備に努めてまいります。

スキー場については、暖冬小雪により第2リフト営業開始が1月16日から3月15日までの59日間。第1リフトは1月21日から3月1日までの40日間の営業でした。

短期間の営業ではありましたが、かまふせスノーフェス2026も開催されリフトでの事故、ケガもなく終了することができました。

また、東北運輸局の保安監査が1月15日・16日の2日間実施されました。

むつ運動公園、釜臥山スキー場ともに老朽化しているが、今後も利用者の安全を第一とし施設管理・維持に努めてまいります。

7. 市の所管課総合評価 ㊤市の評価をCとした項目についての指導内容も記載すること。

むつ運動公園及び釜臥山スキー場の管理運営において、安全管理を最優先に取り組み、夏季においては熱中症対策、冬季においては小雪という厳しい条件下においても、利用者の安全確保に配慮しながら適切な管理運営と企画事業を滞りなく実施していただいた。

また、利用者から寄せられた要望や意見に対して誠実かつ迅速に対応するとともに、施設の不具合箇所についても適宜修繕を実施し、施設利用に支障が生じないよう維持管理に努めており、これらの取組により、利用者サービスの向上及び施設機能の維持が図られている。

今後も釜臥スキー場での企画事業のほか、自主事業も展開し、利用促進に繋げていただきたい。